

# 市県民税・所得税の 申告はお早目に

平成7年分の市県民税・所得税の申告時期になりました。申告期間は2月16日(金)から3月15日(金)までです。申告期限間近になりますと、会場は大変混雑しますので、できるだけお早目に申告してください。

また、期限内に正しい申告と納税をしないと、本税のほかに加算税や延滞税を追加して納めなければならないこととなります。ご注意ください。

なお、所得税の確定申告をした人は、市県民税の申告は必要ありません。

**3月15日(金)**

**申告期限**

## 市役所での受付

2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00

10階大会議室

- 土・日曜日は除きます
- 会場には、16:00までにお入りください

## 市県民税申告の出張受付

と き	と こ ろ	
	吉 原 地 区	富 士 ・ 鷹 岡 地 区
2月19日(月)	須津公民館	富士公民館
20日(火)	東公民館	富士駅南公民館
21日(水)	吉永公民館	富士市農協岩松支店
22日(木)	元吉原公民館	
23日(金)	原田公民館	丘公民館
26日(月)	神戸公民館	鷹岡商工会
27日(火)	—	田子浦公民館
28日(水)	大淵公民館	

☆各会場の受付時間は9:00～16:00です

## 無料税務相談

税の専門家である税理士が、申告についての相談を受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできます。相談は無料ですので、気軽にご相談ください。

☆開設時間は各会場とも9:30～16:00。○のついている日が開設日です

と ころ	2 月		3 月					
	28日(水)	29日(木)	1日(金)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)
市役所10階大会議室	○	○	○	○	○	○	○	○
鷹岡商工会大会議室			○	○	○	○	○	○
大淵公民館第2研修室			○	○	○	○		

## 還付申告 の アドバイス

勤務先で年末調整を受けたサラリーマンなどで、医療費控除や住宅取得等特別控除のある人、または昨年中に中途退職し、年末調整を受けていない人は、確定申告(還付申告)をすれば、所得税(還付金)が戻る場合があります。

還付申告は、1月1日以降なら2月15日以前でも税務署で申告できますので、早めに申告を済ませてください。

確定申告の書き方は難しいものではありません。ぜひ自分で書いてみてください。申告書は税務署へ郵送でも結構です。

### 〔必要書類〕

- 特別減税額の記載がある平成7年分給与所得の源泉徴収票
- 印鑑 ○各控除の必要書類
- ☆還付金は申告者本人名義の預貯金口座へ振り込みします。金融機関名・支店名、口座番号の確認をしてきてください

## 問い合わせ

富士税務署 個人課税第一部門 ☎61-2460 税務相談室 ☎64-2330  
富士市役所 市民税課 ☎51-0123 (内線2351～2354)

☆富士税務署は、新庁舎が完成し、もとの場所(本市場297-1 富士第一小学校前)に移りました。間違いのないようお出かけください。また、駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください